

入札公告

建設工事の請負について、次のとおり事後審査型条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき公告します。

平成30年10月29日

黒滝村長 辻村 源四郎

第1. 競争入札に付する事項等

工事番号	平成30年度第20号
工事名	黒滝村旧中学校改修工事
工事場所	黒滝村大字堂原地内
工事概要	旧中学校教室の一部を食品加工施設に改修 改修床面積 280㎡ 電気設備工事 1式 機械設備工事 1式 合併浄化槽設置工事（45人槽） 1式 外構工事 アスファルト舗装（撤去共） 1000㎡
工事期間	契約の締結日の翌日から平成31年3月22日
予定価格	99,351,360円（消費税及び地方消費税を含む。）
最低制限価格	89,415,360円（消費税及び地方消費税を含む。）
入札方法	投函による入札（事後審査型条件付一般競争入札方式を使用します。）
入札回数	1回

第2. 競争入札に参加する者に必要な資格

入札参加形態	単体
登録業種	建築一式工事
建設業許可	建設業法に基づく「建築工事業」の許可を受けている者で、平成30・31年度黒滝村建設工事等競争入札参加資格を有する単体の建設業者。
地域要件	奈良県内に本社（本店）を有している業者。
格付(等級)に関する条件	①または②または③に掲げる要件を満たしていること。 ①奈良県資格審査基準（平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間）の「建築一式工事」の等級が、「A等級」に位置づけられていること。 ②吉野土木管内に本社（本店）を有している業者にあつては、奈良県資格審査基準（平成30年6月1日から平成32年5月31日までの2年間）の「建築一式工事」の等級が、「B等級」に位置づけられていること。 ③黒滝村に本社（本店）を有している業者にあつては、「黒滝村建設工事に係る格付要領」に基づく平成30・31年度建設工事業者格付名簿で「建築一式工事」の等級が「B等級」に位置づけられていること。

経営事項審査	建設業法第 27 条の 23 第 1 項の規定による経営事項審査（審査基準日が第 4（2）に定める申請書等の提出日前より 1 年 7 ヶ月以内のものうち直近のものとし、本契約締結日まで有効なものに限ります。）において、審査を受けていること。
--------	--

設計事務の受託者との関連に関する条件	次に掲げるこの入札に関する設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと 名 称 株式会社礎建築事務所 所在地 奈良県橿原市葛本町 8 3 5 - 1
配置予定技術者に関する条件	この工事を行う期間中、次の条件を満たす主任（監理）技術者を 1 名配置できること。ただし、監理技術者を置くことが必要な工事では、監理技術者を配置すること。 ① 別表 1 の資格を有する者 ②平成 15 年 4 月 1 日以降、競争入札参加資格確認申請書の提出日までに完成し、引き渡し完了した登録業種に係る工事の従事経験を有する者 ③一般競争入札参加資格確認申請日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある者
現場代理人に関する条件	競争入札参加資格確認申請日以前に 3 ヶ月以上の雇用関係にある者。なお、現場代理人、主任（監理）技術者及び専門技術者は、これを兼ねることができます。
そ の 他	その他、入札説明書に記載されている条件を満たしていること。

第3. 入札等の日程

①設計図書閲覧 及び入札参加資 格申請書様式の 配付日時等	日 時	平成30年10月30日(火)～平成30年11月9日(金) 午前8時30分から午後5時00分まで
	場 所	黒滝村役場 総務課
	貸 出	電子データ(CD)による提供をします。
	返 却 日	返却の必要はありません。
		注1) 電子データ貸出時に「設計図書等閲覧申請書」(様式第2号)を持 参の上、提出してください。(様式は村ホームページよりダウンロードで きます。) 注2) 現場説明会は実施しません。
②設計図書等に 関する質疑書の 提出等	提出期限	平成30年11月9日(金)午後5時00分まで
	提 出 先	黒滝村役場 総務課
	質疑方法	「質疑書」により期限までに電子メール又はファクシミリにて提出。 ※なお、質疑のない場合は、質疑書の提出は不要です。
	回答日時	平成30年11月14日(水)午後5時00分までに回答
	回答方法	村ホームページにおいて、開札日の前日まで閲覧に供しま す。
③競争入札参加 表明書の提出日 時等	日 時	平成30年10月29日(月)～平成30年11月9日(金) 午前8時30分から午後5時00分まで必着
	場 所	黒滝村役場 総務課
	提出方法	書留等追跡可能な郵便による郵送又は持参(提出部数は1 部)
		注) 表明書の提出がない者は、当該競争入札には参加できません
④入札執行の日 時及び場所等	入札日時	平成30年11月16日(金)午前10時00分から
	入札場所	黒滝村役場 2階会議室
	持参書類	①入札書(様式①)、②工事費内訳書(様式②)、③委任状(代 理人が入札参加の場合、様式③)。 ※別紙の入札説明書、入札者心得を確認の上、誤脱等のない ようにお願いします。
⑤落札候補者の 決定		予定価格と最低制限価格の制限の範囲で、最低の価格をもって有効な入 札を行った者を落札候補者とし、最低の価格順にその優先順位を決定し ます。但し、落札候補者となるべき同価格の入札者が2人以上ある場合 は、その場で「くじ」により落札候補者の優先順位を決定します。

⑥(事後審査)一般競争入札参加資格確認申請書の提出日時等	日 時	平成30年11月16日(金)～ 平成30年11月20日(火)午後1時00分まで必着
	場 所	黒滝村役場 総務課
	提出方法	持参に限ります。(提出部数は1部)
		注) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しないときは、当該落札候補者は失格とし、その入札は無効として次順位入札者を落札候補者とみなして当該入札参加資格審査を行います。
⑦落札者の決定		<p>黒滝村入札・契約審査会において⑥の提出書類の審査の結果、落札候補者が当該入札参加資格要件を満たしている場合には、落札者決定とし、落札決定通知書により通知します。</p> <p>注1) 審査の結果、当該入札参加資格要件を満たしていない場合は、当該落札候補者は失格とし、その入札は無効として入札参加資格不適格通知書により通知し、次順位入札者を落札候補者とします。事後審査の日程等については別途連絡します。</p> <p>注2) 入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた翌日から起算して2日以内に理由説明請求書によりその理由について説明を求めることができます。</p>
⑧入札中止条件		入札手続き執行中、又は、入札時において、入札者が1者のみの場合についても、有効な入札として取扱います。その他、入札執行者が必要と認めるときは、これを延期し、中止又は取り消すことができます。

第4. 一般競争入札参加資格確認申請(事後審査)に関する事項

黒滝村一般競争入札執行要領に基づき、以下により事後審査を行うものとします。

事後審査	落札候補者は、入札参加資格の有無を確認するため、上記の指定する日までに、下記の一般競争入札参加資格確認申請書及び指定した入札参加資格等確認資料等を添えて提出してください。
提出書類 (様式)	<p>①一般競争入札参加資格確認申請書(様式第1号)</p> <p>②建設業許可の状況及び経営事項審査の結果を記載した書面(別紙1)</p> <p>③設計業務受託者との関係及び地方自治法施行令第167条の4に規定する事項等への該当の有無を記載した書面(別紙2)</p> <p>④配置予定技術者の資格・工事経歴報告書(別紙3)</p> <p>⑤現場代理人報告書(別紙4)</p> <p>⑥モラルに対する決意(別紙5)</p> <p>⑦競争入札参加資格確認申請書チェックリスト(別紙6)</p>

提出書類 (添付書類)	別紙1の添付書類 建設業許可通知の写し、経営規模等評価結果通知書の写し 別紙3の添付書類 技術者の資格等を証する書面の写し、従事経験が証明できる書類 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類 別紙4の添付書類 3ヶ月以上の雇用関係を証明する書類
申請書様式	設計図書等閲覧時に電子データ（CD）による提供

第5. 入札保証金等

入札保証金	免除
契約保証金	必要（黒滝村契約規則に基づきます）

第6. 支払条件

支払条件	引渡し検査合格後、支払請求を受けた日から40日以内 前払金：請求可（黒滝村公共工事前払金に関する要綱に基づきます） 部分払：請求可
------	---

第7. その他

<p>(1) 契約書作成の要否：要</p> <p>(2) 手続における交渉の有無：無</p> <p>(3) その他詳細は入札説明書によります。</p> <p>(4) 事後審査、設計図書等閲覧、質疑及び入札を担当する部課等の名称、所在地 〒638-0292 奈良県吉野郡黒滝村大字寺戸77番地 黒滝村役場 総務課入札係 (電話 0747-62-2031、FAX0747-62-2569、MAIL kurotaki@vill.kurotaki.lg.jp)</p> <p>(5) 契約・事業担当課 企画政策課</p>
--

(別表1)

配置予定技術者の資格 (いずれかに該当すること)

- (1) 建築工事に関し、学校教育法(昭和22年法律第26号)による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による実業学校を含みます。)若しくは中等教育学校を卒業した後5年以上又は同法による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含みます。)若しくは高等専門学校(旧専門学校令(明治36年勅令第61号)による専門学校を含みます。)を卒業した後3年以上実務の経験を有する者で在学中に建築学又は都市工学に関する学科を修めたもの
- (2) 建築工事に関し、旧実業学校卒業程度検定規程(大正14年文部省令第30号)による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後5年以上又は旧専門学校卒業程度検定規程(昭和18年文部省令第46号)による検定で建築学又は都市工学に関する学科に合格した後3年以上実務の経験を有する者
- (3) 建築工事に関し10年以上実務の経験を有する者
- (4) 建設業法による技術検定のうち検定種目を1級の建築施工管理又は2級の建築施工管理(種別を「建築」とするものに限ります。)とするものに合格した者
- (5) 建築士法(昭和25年法律第202号)による一級建築士又は二級建築士の免許を受けた者
- (6) 国土交通大臣が(1)～(5)までに掲げる者と同等以上の知識及び技術又は技能を有するものと認定した者

注：(3)の「10年以上実務の経験」によって資格を満たそうとする場合、建築工事に関して延べ120か月以上の工事経験が必要です。他の業務(営業担当など)に従事していた場合は、その期間を除いて延べ120か月以上の工事経験が必要になります。